

平戸市社会福祉協議会出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政、社会福祉協議会及び福祉施設等(以下「福祉関係団体」という。)が主催する研修会等に平戸市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の職員を講師として派遣する出前講座を実施することにより、福祉関係団体のスキルアップ等を目的とする。

(対象)

第2条 講座は、法人各の有無を問わない福祉関係団体を対象とする。

(講座内容)

第3条 出前講座の内容は、別表1に定めるものとする。

(開催時間)

第4条 出前講座の開催時間は、年末年始の休日を除く日の午前9時から午後9時までの間で、2時間程度を基準とする。日程等については、福祉関係団体と協議して定める。

(開催場所等)

第5条 出前講座の開催場所は、長崎県内を基本とし要請があれば他都道府県でも行うことができる。

2 会場の確保や講座についての準備及び進行等は、福祉関係団体等が行うものとする。

(講師派遣料)

第6条 講師派遣料は、別表1に定めた金額とする。その他、会場使用料や材料費その他出前講座に要する費用については、福祉関係団体等の負担とする。

2 支払いについては、出前講座終了後、本会の請求のとおり福祉関係団体が支払うものとする。

(申込方法)

第7条 福祉関係団体の申込者(以下「申込者」という。)は、出前講座を開催しようとする日の1か月前までに申込書(様式第1号)を本会に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第8条 本会は、前条の申込みがあったときは、講師派遣の可否を決定し派遣決定の場合は、福祉関係団体に出前講座講師派遣承認通知書(様式第2号)を送付する。ただし、不承認の場合は、不承認通知書(様式第2号2)を福祉関係団体に通知するものとする。

(講師派遣の制限等)

第9条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、講師を派遣せず、又は開催中であっても講座を中止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 出前講座の趣旨に反するおそれのあるとき。

(講座の報告)

第10条 派遣された職員は、出前終了後速やかに会長に報告するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表 1

平戸市社会福祉協議会 出前講座一覧					
No.	講座名	講座内容	費用		
			講師料	交通費	宿泊費
1	社協が取り組む「法人後見」について	認知症高齢者等の後見人を法人として「社協」が取り組む意義と目的。また、その手続きや事例などをおして、わかりやすく解説します。	20,000 円(1 回 あたり 2 時間)	別 途 ご 依 頼 い た し ま す。	宿 泊 を 伴 う 場 合 に 、 お 支 払 い を お 願 い い た し ま す。
2	ボランティアポイント制度について	高齢者のボランティアへの参加意欲の醸成と地域における活動の活性化について解説します。			
3	人材育成と組織づくり	社協の発展には、人材の育成が必要です。人材の育成方法並びに組織運営について解説します。			
4	生活福祉資金の推進方法	市町村社協必須の業務「生活福祉資金」。利用するのは勿論「住民」の皆さん。住民のみなさんに、如何にPRするか。生活福祉資金に該当しない方へのフォローアップ等も併せて解説します。			
5	共同募金の推進方法	共同募金運動。秋の風物詩として定着しています。しかしながら、募金は毎年減少しています。50 年連続で目標額を突破した、その秘訣を解説します。			
6	社協の運営について	社協は、社会福祉法の規定される団体です。社協は、何のために存在し、何を目的に日々の業務を行っているのか。多くの疑問に事例を通して解説します。			
7	スーパービジョン	新人職員等が入職することや異動等で新たな部署に配属される方もいます。そんな時に、頼れる「スーパーバイザー」の存在は実に大きなものになります。スーパーバイザーとしての役割を学び、スーパービジョンを行う人材の育成を目的とします。			

※対象は、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO 団体等です。